

生駒市と奈良女子大学との包括連携に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学（以下「乙」という。）とは、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、大学の「知」を活かし、地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展に寄与すること及び乙の教育の充実・研究の発展に資することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- （1）市民自治活動・学びに関すること
- （2）女性の活躍推進と多文化共生に関すること
- （3）こどもの健全育成と教育に関すること
- （4）学校・教育に関すること
- （5）高齢者や地域福祉に関すること
- （6）健康づくり・医療に関すること
- （7）地域の安心・安全及び防災に関すること
- （8）脱炭素社会の推進に関すること
- （9）前各号に定めるもののほか、目的の達成に寄与すると認められる事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各分野に定める事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

3 具体的な連携・協定内容については、甲乙協議の上、別途定めるものとし、必要に応じて内容の見直しを行うこととする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手の承認を得ず第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。なお、本協定終了後も、同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙により本協定の内容について見直しを行い、引き続き包括的な連携協定を継続するかについての協議を行うものとする。なお、協議の上、甲乙の合意に至らない場合、本協定は更新しないものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めるその他の事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月25日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長

乙 奈良県奈良市北魚谷東町
国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学
学長